

産業構造審議会知的財産政策部会

技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会（第4回）議事録

日時：平成22年12月17日（金）10：00～12：00

場所：経済産業省17階第1特別会議室

議題：技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性（案）について

議事内容：

○土肥委員長　定刻でございますので、産業構造審議会知的財産政策部会技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会を開催いたします。

　本日は、第4回目の委員会でございますけれども、事務局から本日の御欠席の委員の御紹介をお願いいたします。

○中原知的財産政策室長　小塚委員、川島委員は、本日は御都合により御欠席との連絡を頂戴しております。

　なお、川島委員の代理として、日本労働組合総連合会総合政策局経済政策局部長・寒川様に御出席をいただいております。

○土肥委員長　ありがとうございました。

　それでは、具体的な審議に先立ちまして、配付資料の確認について事務局から説明をお願いいたします。

○中原知的財産政策室長　配付資料の確認をさせていただきます。

　本日の配付資料につきましては、配付資料一覧にありますように、資料1の議事次第、資料2の委員名簿、資料3の技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性についての3点でございます。不足などがございましたら、お申し出いただければと思います。

○土肥委員長　ありがとうございます。

　議事に入らせていただく前に1点お願いしたいと存じます。本委員会におきましては、委員の皆様のご自由闊達な御意見をちょうだいしたいと考えておりますので、恐縮でございますけれども、録音等については御遠慮いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

　それでは、議題に入らせていただきます。

　本日は、これまでの議論を踏まえまして、事務局から技術的制限手段に係る不正競争防

止法の見直しの方向性について（案）が用意されておりますので、最初にこの説明を伺いたいと存じます。

○中原知的財産政策室長　それでは、資料3、技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性について（案）という資料に基づきまして、これまで御議論いただきました点を踏まえ、御説明させていただければと存じます。

まず1ページ、「はじめに」の上から5つ目のパラグラフにおきまして、「我が国でも『知的財産立国』を目指した取り組みを継続してきているところではあるが、こうした状況が放置されることは、日本が産業競争力の1つとして『コンテンツ』を重視しているにもかかわらず、コンテンツを提供する事業者が安心して対価を回収する機会を阻害することになり、知的創造サイクルが想定する好循環の中で、新しい『日本コンテンツ』を日本国内のみならず世界に発信していく上での障害になっているとも考えられる」ということで、現在のコンテンツの重要性を踏まえた指摘を追加させていただいているところでございます。

4ページにまいりまして、のみ要件に係る民事規定の適正化についてにつきましては、これまでどおりの構成でありまして、問題の所在におきまして、現行法の規定と現状を御説明するとともに、5ページの下からの検討に入っていただくわけでございます。

6ページにまいりまして、主な論点と装置等の客観的要件についてでございます、(2)の①の3段落目、「以上を踏まえ、『のみ』要件の見直しに関し」というところで、「この『のみ』にかえて『主たる』または『専ら』とすることが考えられる」という点につきまして、第2回に御議論いただいたときの資料におきましては、『主たる』について別の理由を書かせていただいていたところですが、その後の議論の中におきまして、こうした装置等の要件が、後述する技術的制限手段の提供行為に対する刑事罰の規律における装置等の要件と連動することを踏まえれば、『主たる』とする要件は適切ではないということを端的に指摘させていただいているところでございます。

7ページの注の8としまして、「規律対象をより明確にするためにガイドライン等において、規律対象装置該当性に係る詳細な判断基準等を示すべき、との意見もあった」という記載を追加させていただいているところでございます。

8ページにまいりまして、「組み込み規定の解釈について」でございます。前回、組み込み規定を削除することを前提としたような記載でございましたけれども、前回の会議でさまざまな御議論を頂戴したことを踏まえまして、まず「この点、組み込み規定を字義ど

おりに解釈した場合、それ自体指定対象となる装置を内蔵した機器が、機器全体としては回避する機能を有していない場合であっても規制の対象となり得ることや、その事業活動に萎縮効果を与える可能性があることへの懸念が示されている」という御指摘についての記載をさせていただき、その下に前回の前田委員を中心とした御指摘を踏まえまして、「一方で、現行存在する組み込み規定をすべて削除する場合は、上述のようなコピーガードキャンセラー内臓ビデオデッキが適法になるとの解釈を招きはしないかとの懸念も示されている。こうした点を踏まえながら、組み込み規定のあり方について検討することが必要と考えられる」という記載をさせていただいております。

10ページ、回避行為に対する規制のあり方についてというところで、問題の所在と検討という2つの構成に分けた上でその記載を進めていくというところについては、これまでの構造と変わっているものではございません。ただし、前回、野坂委員を中心としまして、さまざまな委員からこうしたことの普及啓発の活動が重要だという御指摘をちょうだいしたところでございますので、11ページの「引き続き消極と解することが適当と考えられる」という記載の後に、「上述のとおり不正競争防止法においては、引き続き個々の回避行為自体を不正競争防止法における規制の対象とすることについては消極に解するものの、回避行為によりコンテンツ提供事業者が、対価回収機会を脅かされ、新たなコンテンツの開発提供に向けて提供を受けることは、ユーザーにとっても好ましいコンテンツの利用・享受のための環境構築を阻害することになることから、コンテンツ提供事業者と関連機器の製造・提供事業者とが協同してユーザーに対する啓発活動を積極的に進めていくことが望まれる」という記載を追加させていただいているところでございます。

その後の12ページ、IV、サービスの提供行為に対する規制のあり方につきましては、これまでどおり、問題の所在として、現行法の規定、現状を記載させていただきまして、検討の方向性と具体的な検討を述べるという記載の方法を維持させていただいているところでございますが、前回の議論で問題提起をさせていただいたところ、前回こうした方向で妥当であるというおおむねの御結論をちょうだいしたかと思っておりますので、「と考えられる」、あるいは「が適切と考えられる」と記載を変更させていただいているところです。

Vの製造行為に対する規制のあり方については、前回の審議でちょうだいした結論を含めまして、16ページに書いてございますように、製造自体望ましいことではないわけですが、まずもって提供行為を起点としてとらえていくこと、著作権法において一定の対応が可能であると考えられること、過剰な規律となりはしないかとの指摘

があることに配慮致しまして、技術的制限手段の製造行為については既存の法令によって一定程度の対応が可能であることから、「今後とも回避装置等の国内での製造実態とこれに伴う影響等を注視しながら対応を検討することが適当と考えられる」という記載とさせていただきます。

17ページの提供行為に対する刑事罰の導入について、1の問題の所在の現行法の規定の下に「これは」からはじまるパラグラフを入れさせていただきます。この部分は、これまでの現行法の規定の解説が、現状と理由ということで記載させていただいているところの横並びをそろえて、こうした記載を挿入させていただきます。

構成は、問題の所在、検討ということでこれまでどおりの記載を維持させていただきますけれども、19ページの回避装置等の範囲につきましては、これまでの議論におきましては、それぞれ別々のトピックで議論しておりましたから2回続けて論点を整理しておりましたが、今回の取りまとめに際しましては2の記載を参照とさせていただきます。

20ページ、21ページからの、主観的要件、法定刑のあり方、場所的適用範囲、両罰規定・法人重科の必要正等については、これまでの記載を変えてはございません。

次に、22ページから水際措置の導入についても、基本的に導入することについて賛成をちょうだいする意見でほぼ皆様の異論はなかったかと存じますので、大きな変更はしておりません。

24ページに、「おわりに」としまして、これまで委員の皆様にご審議を賜りました経緯と、今後、ユーザーが広くコンテンツを利用し、コンテンツ提供事業者の適正な対価が還元され、それが新たなサイクルにつながっていくという制度改革案、そういう好循環を実現するためには、こうした制度的な対応はもちろんのこと、関係者、政府、コンテンツ関連産業界、情報通信機器産業界やユーザーといった関係者が一体となって建設的に必要な対策を検討し、実施していくことが必要であるという趣旨の記載も、制度的な対応に加えまして、追加させていただきます。結びとさせていただきます。

差し当たり、私からは以上でございます。

○土肥委員長　ありがとうございました。

それでは、続きまして質疑に入らせていただきたいと思います。ただいま御紹介のあった事務局作成の技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性の案について御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

本小省委員会は、これまで3回会合を行っておりまして、関係業界からのヒアリング、不正競争防止法による対応として考えられる論点については、委員皆様の御意見を広くちょうだいしてまいったところでございます。具体的な制度改革案について、本小委員会としての最終的な方向性を取りまとめる前にぜひとも発言しておきたいところがございます。遠慮なく御発言いただきたいと希望しております。いかがでございましょうか。中川委員、どうぞ。

○中川委員　　コンピューターソフトウェア著作権協会の中川でございます。今般の取りまとめをまとめていただきまして、ありがとうございます。

中身について1点、11ページの回避行為の規制のあり方についての追記部分でございます。この点については御確認もありますし、意見としても申し上げさせていただければと思います。今般、書き加えられたところにおいては、「コンテンツ提供事業者と関連機器の製造・提供事業者が協同してユーザーに対する啓発活動を積極的進めていくことが望まれる」という御記述をしていただいておりますけれども、実際に回避行為そのものに対しては、問題のある行為ではあろうものの、望ましい行為ではないのですが、規制の対象とはならないというものになってございます。

その上で、何らかバックボーンのない中で、どういった形でユーザーに対する啓発活動を進めていくのがよいのか。要は、これまでの著作権において言えば、違法ダウンロードはやってはいかんとか、アップロードはしてはいかんとか、こういったことについての啓発だけで済むのか。また、それを超えて今回議論していただいております技術的手段といったものの回避をする行為が望ましくないのだという啓発について、どの程度のことができるのかについては若干の疑問があるところでございます。しかし、こういった啓発活動は、私たちだけではなくて、実際に機器の製造事業者の方とかと一緒にできるということであれば望ましいことだとは考えておりますので、こういったことは進めていければと考えております。

また、今後のお話になってこようとは思いますが、実際にユーザーが行う行為によって引き起こされる被害というものが、途中に何らの複製等、著作権法で言えばコピー等を解さずに行われることが想定されるところでございます。そういった意味で言えば、今、議論しておりますアクセスコントロールというのはかなり重要なものになってこようと考えておりますので、今後はそういった社会情勢も勘案しながら、ユーザーの回避行為の規制につきましても、また改めて検討していただければと考えております。

以上です。

○土肥委員長　　ありがとうございました。

ほかに御意見はございますか。長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員　　長谷川でございます。今回はいろいろ取りまとめをいただきまして、まずは御礼を申し上げたいと思います。現状よりは大きく前進したと評価しております。その上で、書きぶりと今後のお願いということで少しお話しさせていただきたいと存じます。

まず、書きぶりなのですけれども、コンテンツ産業が知的創造サイクル、物をつくって、回収して、さらに次の投資に回していくということはまさにそのとおりなのですが、もう一つ、コンテンツが持つソフトパワー的な視点もあったほうがいいのではないかと存じます。

今、クールジャパンという言葉が色々なところに出てきていますが、これは、「ジャパングロス・ナショナル・クール」という論文が2002年に「フォーリン・ポリシー」に載ったのが発端だと理解しております。平成11年にもととの報告書を取りまとめたときには、こういった視点はなかったわけですが、その後、こういう視点も出てきたように思います。ご存じのように、クールジャパンには、様々な面で波及効果がございます。これはコンテンツ産業だけに留まるものではなく、ハード産業ですとか、さらに広くは日本国の魅力につながりますので、そういった視点からも、コンテンツ産業の保護が重要なのではないかと考えていますので、その辺、ちょっとあるといいかと思いました。

あと1点は、ACTAとの整合性については、当然とっていかなければいけないのだろうと理解しております。この点はここに書かれていなくても当然そのようにせざるを得ないのだろうと存じますが、これら2点を、コメントとして出させていただきたいと思いません。

それから、1点お願いなのですけれども、とりあえず今回はマジコン対策を中心に議論し、そういう意味では、マジコンに関しては、現状に比して、かなりいろいろなことができるようになるのではないかと我々も思っておりますが、逆に言いますと、議論がマジコンにちょっと特化してしまったような印象もありまして、今、中川委員からもありましたけれども、今後を考えたときには、ビジネスモデルの変化や、侵害態様の多様化、一層の深刻化など、さらにいろいろな立法事実が出てきて、また検討する必要が出てくることも十分考えられます。そのときに、今回は、平成11年の報告書がかなりベースになっておりましたが、その当時からいろいろ状況変化が起こっております。例えば、先ほども触れた

日本の産業政策の中におけるコンテンツ産業の位置づけのあり方ですとか、侵害行為が相当変化しております。平成11年ですからもう11年前で、ドッグイヤーに換算しますともう77年前ということになりまして、そういうところのものをベースにいつまでもずっとやっ
ていていいのかという根っこの問題もございますので、もし次回、そういうことがありま
したならば、そういった視点もちょっと必要なのではないかと考えております。

以上でございます。

○土肥委員長　　ありがとうございました。

ほかにございますか。亀井委員、どうぞ。

○亀井委員　　亀井でございます。ありがとうございます。

私はここにおまとめいただいた報告書に書かれていることに全く異論はございませんで、
お取りまとめいただいた事務局にまず感謝を申し上げたいと思います。ただ、この場が適
当かどうかという点が若干ございますけれども、恐らくこの場しか申し上げる機会があり
ませんので、ちょっと申し上げおきたいことがあります。

今、長谷川委員からもありましたように、今回、マジコンをかなり意識して法制の検討
をされたということで、もともと私自身も不正競争防止法上、マジコンに対する防御措置
を講ずるという意味では賛同しておりまして、法的にも非常になじむだろうと考えてきた
ところでございます。

一方で、もう公表されておりますので御承知ですけれども、著作権法でも同様の議論が
なされて一定の方向が出されているということがあります。今回の不競法の拡充でマジコ
ンに対する防御が十分だと、今のお話に照らせば割といろいろなことができるということ
ですので、あえて著作権法でマジコンのを規制することの是非を論じる必要があるのでは
ないかと思われま。もちろん違う法律ですので、理論的に並び立つことはよくわかると
ころでございますが、国民から見ますと、同じ政府の中で検討されていることございま
すので、ここは今後よく調整していただくべきではないかと考えるところでございま

す。水際規制につきましても、今の御提案で全く異論はございませませんが、参考資料にもつ
いてのように、今後、関税法の上でこれが議論されるのかなという想像をしております。
具体的に制度がどうかということは現状ではわかりませんが、これは前回も申しま
したように、やはり適切な運用を望んでおりますので、これも司・司で法制度が違うとい
うことは非常によくわかるところでございますが、やはり同じ政府の中のことで、
ぜひ適切な制度設計、運用がなされるように、今後政府内でよく御調整をお願いしたいと

考えるところでは。

以上です。

○土肥委員長　　ありがとうございました。

ほかにございますか。野坂委員。

○野坂委員　　今回取りまとめになりましたこの方向性については基本的に賛成したいと思えます。その上で1点注文したいと思えます。

「おわりに」の中にもございますけれども、2段落目の最後のほうに「速やかに措置が講じられることが望まれる」という一文がございます。まさに今、この方向性に沿って実際にさまざまな被害が出ている、問題が出ていることを食いとめていかなければいけないのだと思うのです。したがって、これからの政府の速やかな対応を改めて注文つきたい、ぜひしっかりやってほしいと思っております。

もう一点は、先ほど長谷川委員もおっしゃっていましたが、私たちこの小委員会で議論してきましたが、想定していないさまざまなケースが今後起こり得るわけでありまして、そういう想定されていない新たな問題、脅威に対しても機敏に対応する必要があります。今回の方向性に沿って政府側の対応をしっかりやってほしい、これについても改めて注文しておきたいと思えます。

以上です。

○土肥委員長　　ありがとうございました。

ほかにございますか。萩尾委員、お願いします。

○萩尾委員　　全体としてこの報告自体には全面的に賛成いたします。いわばユーザーの立場で一言だけ申し上げたいのは、水際措置の関係でございまして、私どもユーザーとして、今まで税関で水際の差しどめというのをしばしば利用させていただいていますが、非常に有効で適切な運用が行われているのではないかと考えております。要するに、それを発見することが容易だということも含めまして、模倣品だということが一見して明らかであるものについては非常に有効なわけです。そういう意味では、特に私どもは意匠権の侵害ですとか商標権の侵害については、まさにこれを利用させていただいております。手続的にも非常に簡便だということと、的確に判断していただける。御承知だと思いますが、これは弁護士、あるいは弁理士が専門委員という形で関与しておりまして、多少難しい事案については、専門的な分野に通暁した専門家が判断するというところで、私の評価からすれば、恐らく過不足なく判断していただいていると考えております。

そういうことで、今回、10号、11号の違反につきましても水際措置の対象になるということで非常に結構だと考えておりますし、もう一点、効果的な点は、1カ所の税関で申し立てをしますと、全国の税関全部に効果が及ぶといいでしょうか、そこで水際措置をやっただけということで、例えば東京税関に申し立てをして認めていただきますと、北海道から沖縄まで全部の港でシャットアウトできるという運用になっておりますので、非常に効果的だと考えます。

本件につきましては、発見についてはいろいろ難しい問題があるかもしれませんが、このあたりは、もちろん具体的な事件においてこれが10号、11号に違反するものに該当するのだという情報を提供するのとはもとより、業界の方々も税関で具体的に認定するについて役に立つ情報を折に触れ提供なされれば、より効果的な運用ができるのではないかといいことを希望しております。

○土肥委員長　ありがとうございました。

ほかにございますか。宮川委員、どうぞ。

○宮川委員　宮川から一言申し上げます。

著作権法でもやはり技術的保護手段に関していろいろな検討が行われて、報告書も出ていると承知しておりますが、私の知る限りでは、著作権法では今までアクセスコントロールとして評価されていた技術が、一部技術的保護手段ということで、著作権法の回避の規制の対象になる方向で検討されているということを伺っております。

そうしますと、著作権法の保護というところでアクセスコントロールの一部も保護されていくようになりますが、著作権法の保護は著作権の支分権の侵害を防止するための技術という前提がありますので、不正競争防止法というのは、純粹にアクセスコントロールという技術を保護していくための非常に重要な法律だと理解しておりますので、今回の改正は私も非常に賛成の方向でございますけれども、今後いろいろな技術の進展で、アクセスコントロールの保護の必要性がまた違う形で高まった場合は、さらに前向きに検討していただくような体制をとっておいていただければと思いました。

以上です。

○土肥委員長　前田委員、どうぞ。

○前田委員　個別の小さな論点に戻ってしまって恐縮ですが、6ページの黄色のラインマーカーで追加していただいた部分の趣旨の確認をさせていただきたいのですけれども、「この点」以下の部分につきましては、これは「主たる」という文言を用いることよりも、

「専ら」という文言を用いることが適切であるという趣旨であると理解できると私は思うのですが、そのことを確認したいと思っております。

そのことをなぜ確認したいかと申しますと、「主たる」という概念も、「専ら」という概念も非常に幅のある概念で、両者を対比させて、「主たる」との対比において「専ら」を狭く限定するという趣旨ならば、それはちょっといかなものかという気がいたしました。つまり、「主たる」という概念と「専ら」という概念はかなりオーバーラップする部分がございますので、専らの中にも主たるに近いものも含まれるのが通常かと思いますが、「主たる」に近いものを排除するという趣旨ではなくて、ただ条文の文言としては「専ら」のほうが適切であるという趣旨だと思うのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○土肥委員長　　今の御質問に対して。

○中原知的財産政策室長　　結構であるかと思えます。

○土肥委員長　　その確認でよろしいですか。

○前田委員　　はい。

○土肥委員長　　それでは、永田委員、どうぞ。

○永田委員　　ありがとうございます。情報サービス産業協会・永田です。

11ページのマーカー部分です。先ほど初めのほうで指摘がありましたけれども、ユーザーに対する啓発活動を積極的に行うときに、実際、法規制がない中でどういう根拠でそれを伝えていくのかというところは確かに難しいと感じています。平たく申し上げると、自分たちの業界団体の中で、基本的に法律が決まっていることも徹底するのはなかなか難しいと思うところもある中で、こういう法規制がないものをいけませんと啓発していくのは、ムードとしてはつくれるのだけれども、徹底するにはもう1つ要るのかなというところがあって、そこは業界団体として業界の会員企業に徹底するバックに国というか、役所の後押しというか、考え方のコアの部分がかもう少し欲しいところもあるのですが、何かアイデアがあれば、いただけたらうれしいです。

○土肥委員長　　事務局にはそういうアイデアも当然あるのだろうと思うのですが、こんなことを言っているのかどうか分かりませんが、商標権侵害物品を個人が消費のために持って帰るとするのは、知財法上はセーフです。しかし、空港ではああいうキャンペーンを一貫してやっていて、そういうことは国民全体に相当程度浸透しているのではないかと思うのです。不正商品を外国で買って持って帰ってくるというのは、道徳的には非常に

適切ではない行為なのではないかということだろうと思います。だから、おっしゃるとおりなのだけれども、こういう行為をユーザーがやるのはいかなるものかということでは言えるのではないかと私は思うのですけれども、いかがですか。

○永田委員　ある意味、見た目でわかりやすい商標とか意匠とかだったらパクリだというのがわかるので、そういったものはいけないというムードづくりはやりやすいけれども、目に見えないコンテンツとかになってくると、やや倫理的にだめだというところがちょっと徹底しづらいムードがあるところを少し懸念しています。

○土肥委員長　おっしゃるところは十分理解できるわけですが、ユーザーがこういうことをやるのは決して褒められることではないわけですし、そこでやっていくことは肝要なのではないか、私もそう思っておりますので、難しいかもしれませんが、ひとつ御検討いただければという趣旨でございます。

ほかにございますか。平嶋委員、どうぞ。

○平嶋委員　ちょっと細かいことでありまして、立法技術的な話にかかってしまうかもしれませんが、8ページの今般の組み込み規定についての御検討ということで追加いただいたところなのです。これに関連して、専らのようなものを前提としたときに、現行規定にありますような、いわゆる機器等をどう規定するかという問題ですが、ひょっとすると、立法の手段としては⑤の例外規定にかかわってくることもあるのか。つまり、どういう形で取り込むかによるのですけれども、組み込みされたものについて、場合によっては、一部は例外規定的なものに持っていく形で、形式懸案は含むが、規制の対象にならないという形でとらえることもあり得るかと考えられます。

⑤の末で整備する必要はないという形でかなり断定的に書いてあるのですが、これは組み込み規定の制度設計においては、ひょっとすると⑤の部分の話においてむしろ対応する可能性もあるとちょっと思いました。そこは⑤の書きぶりだと思うのですが、いわゆる例外規定のところ、19条1項7号という規定以外に一切必要ないということだと、組み込み規定のあり方の検討との関係、つまり例外規定をいじらない形ですべて組み込みを考えるという形に選択肢を狭めてしまうとも思いましたので、そこまだ検討の余地があると思った次第です。これは感想的なもので恐縮ですが、以上であります。

○土肥委員長　ありがとうございました。

ほかにございますか。どうぞ。

○寒川委員代理　報告書の取りまとめに当たりまして、委員の川島にかわりまして意見

を述べさせていただきます。代理で参加しております寒川と申します。

まず、座長、事務局の皆様を初め、関係者の皆様によりまして、報告書がこのような形で取りまとまることに賛成したいと思います。また、今後速やかに立法措置などが講じられて、コンテンツの創造と利用のサイクルの好循環が実現することを期待したいと思います。

なお、今回、刑事罰の導入が検討されておりますので、その点につきましてはしっかりと世間に周知をやっていただきまして、知らなかったようなことがないようにしていただきたいと思っております。

また、働く者という観点からは、水際措置の導入に当たりまして、現場で働く税関職員が侵害物品をしっかりと特定できるような形で、現場で混乱が起きないようにマニュアルなどの整備をぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

○土肥委員長　ありがとうございました。

それでは、まとめさせていただきます。よろしゅうございますか。では、お願いします。

○中原知的財産政策室長　それでは、まず最初に、中川委員からご指摘いただいた11ページのなお書き以下のところがございますけれども、これはもちろん私どももこうした報告書でコンテンツ提供事業者の皆様と関連機器メーカーの皆様が協同してその啓発活動を積極的に進めていただく意義を、皆様の御意見を踏まえまして強調させていただいているところがございます。

普及の方法にかんがみますときは、私どももちろんできる限りのことをしたいと思っているわけですが、普及するに当たっては、どういうビジネスモデルで、どういう製品をどのように売っていくのかというところを踏まえながらなされていく必要があるのではないかと考えておりますので、その意味では、普及の実効性を上げるためにも、ビジネスの実態に応じてどういう行為が望ましくない行為なのかということをもっとお考えいただく必要があるのではないかと考えております。そうしたいろいろな関係者の皆様で醸成された動きをもとに、私どもも、必要に応じまして、可能な限りのことをさせていただきたいと思っております。

次に、長谷川委員からご指摘いただいた「はじめに」の記載でございます。クールジャパン戦略ということで、私どもも大きな施策の柱として取り組んでいるところでございますので、そうした趣旨を「はじめに」の重要性のところに入れる方向で検討させていただきます。

ければと存じます。

ACTAとの整合性につきましては、一義的な担保法である著作権法と私どもとで、もちろん整合的になるように作業を進めているわけでごさいます、両省庁での取り組みの結果として御満足いただけるのではないかと、まだ批准されていないものを前提にしておりますが、最終的にはそういうことになるのではないかと、ということも含めまして検討を進めさせていただいているところです。

それから、産業政策が変化している、侵害行為が多様化しているという御指摘がございました。特に私どもが所管する不正競争防止法の趣旨にかんがみますときは、公正な競争を実現するという観点から、保護すべきビジネスモデル等々、あるいはそうしたものを侵害する行為を取り出して、規制を構築していくことかと思えます。

したがって、現段階におきましては、こうしたことで御議論を賜って御結論をいただいているところでございますけれども、将来の新しいビジネスモデルの展開について、当然のことながら私どもも重大な関心をもって注視していきたいと考えております。

亀井委員から、不正競争防止法と著作権法との議論がございました。これは私が申し上げるまでもなく、亀井委員よく御高承のとおり、それぞれの法律におきまして、それぞれの異なった保護法益があり、その保護法益を実現するために民事的な措置、刑事的な措置が用意されているのではないかと思います。

そうした中で、当審議会におきましては、不正競争防止法の趣旨・目的に照らしつつ、コンテンツ事業者の皆様と機器メーカーの皆様の萎縮効果に最大限配慮しながら、御検討いただき、結論を頂いたものであると存じております。

萩尾委員から、水際措置の効果的な運用という御意見をちょうだいしたところでございます。どのような制度設計にするかにつきましては、今後、財務省とも相談しながら具体的なことを考えていかなければいけないわけですが、32ページの参考資料5に記載させていただきました関税法に基づく不正競争侵害組成物品に係る水際措置の概要というところで、模倣品を発見してから、経産大臣から被侵害者への意見書交付というスキームの中で、弁護士の先生方、弁理士の先生方にいろいろと御知見をいただきながら、私どももその意見書の交付という作業を進めてまいりました。その意味では、今回新たな措置を設けるに当たり、技術的にいろいろと難しい問題があることにつきましては、私どもも気が引き締まる思いですけれども、これまで専門家・有識者の皆様のお知見をいただきながらこの制度を運用してまいりましたので、ぜひとも今後ともそうした取り組みの御協力、

御尽力を賜りたいと考えているところでございます。

宮川委員から、今後のアクセスコントロールの改正について、必要性に応じまして迅速な対応が必要ではないかという御指摘がございました。この点につきましては、現段階で起こりつつあるものを立法事実として知財事務局の問題提起以来、私どもも勉強、検討させていただきまして、今日のような成果になっているわけでございますけれども、その後のビジネス環境に応じて、より適切なものをつくっていくのは当然のことであろうと考えております。また、そうした状況変化には適切かつ迅速に私どもも対応させていただきたいと考えているところでございます。

平嶋委員の御指摘で、組み込み規定で適用除外の記載のところのあり方というところにもかかわってくるのではないかという御指摘がございました。前回の議論、その後の私どもがお話をお伺いしている限りにおきましては、例外規定の必要性があることまでに及ぶかどうかということについては、必ずしもまだ得心を得ていないところではございますけれども、各号の括弧書きの中でうまく調整がつかないときは、例外規定の対応も考えることは当然でございます。その意味では、具体的に⑤に何か記載するような案件が現に生じているわけではないので、このような記載をさせていただいているところです。

寒川委員代理の御指摘につきましては、国会で御審議いただいて成立しましたら、私ども、できる限りの普及啓蒙をさせていただきたいと思っております。

差し当たりは以上でございます。

○土肥委員長　ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんでしょうか。――よろしゅうございますか。

今回、技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性の案につきまして、基本的な方向性については皆様の御了解がいただけたと考えております。したがって、今後具体的な制度改革案についての取りまとめに向かっていかなければならないと思えますけれども、本日寄せられた御意見も踏まえて、この案に示された方向性でパブリックコメントに向けて手続を進めていただければと思っております。

ただ、一部、クールジャパン等の記述についての原案への修正、加筆は当然起こってくるのではないかと思いますけれども、その際の具体的な記載というのは、本日、御趣旨を十分承知させていただきましたので、よろしければ、座長である私にその書きぶりについては御一任いただければと考えておりますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

では、そのような形で御一任をいただいたと、このようにして進めさせていただきます。

それから、この後のスケジュールといたしましては、パブリックコメントの原案を作成いたしましたして、パブリックコメントの手続に入りたいと考えておりますけれども、本日いただいた御意見からは、格別、この後会合を開いて御検討をお願いするという事情もなさそうに思いますので、今お願いいたしましたような加筆、修正を加えてパブリックコメントに入らせていただくということによろしゅうございますか。御了解いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、パブリックコメントの前の第4回目になるわけでございますけれども、本日も熱心な御討議、ありがとうございました。事務局から何か。

○中原知的財産政策室長　本日も熱心な御討議をありがとうございました。報告書の完成に向けて進めてまいりたいと考えております。その後、完成いたしました報告書を踏まえ、法改正向けた立案作業に入っていきたいと考えております。今後とも、どうかよろしくお願いいたします。

○土肥委員長　事務局から御説明のとおり、本日の会合において報告書(案)の取りまとめに至りましたので、経済産業省経済産業政策局・井内審議官からごあいさつをちょうだいしたいと存じます。

○井内経済産業局審議官　経済産業政策局の井内でございます。本日は、報告書(案)の取りまとめに当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

この小委員会におきまして、技術的制限手段の適切な規制のあり方という非常に重要な課題につきまして、コンテンツの保護と利用とのバランス、また、技術を取り巻くさまざまな実態などを踏まえまして、委員の皆様方に活発な御議論、あるいは多大な御協力をいただきまして、具体的な制度改革案をお取りまとめいただきました。議事の進行や意見の取りまとめに御尽力いただきました土肥先生を初め、委員の皆様方に改めて厚く御礼を申し上げます。

今回御議論いただきました内容を受けまして、関係省庁ともいろいろ協力をさせていただきながら、きょうもそういった関係の法令、あるいは現場との連携について御指摘いただきましたものも踏まえながら、来年早々に開かれます次の通常国会におきまして、不正競争防止法の改正を試みたいと思っておりますし、さらに成立いたしましたら、その後、普及啓発にも努めてまいりたいと思っております。

そういったことを通じまして、技術的制限手段を回避する装置などのはんらんを抑止するためのさらなる環境整備に向けまして、ここにいらっしゃる皆様方と連携させていただきながら、全力かつ速やかに取り組んでまいりたいと思っております。また、いろいろ御指摘いただきましたので、今後も産業実態、あるいは社会の実態をタイムリーに把握いたしまして、さらに措置が必要な場合には検討していくという対応で考えていきたいと思っております。

最後に、本日お集まりいただいております関係の皆様との連携、協力を通じまして、適正な対価の回収がさらなるコンテンツの創出の基礎となりまして、これがユーザーのさらなる満足にもつながっていく好循環が生まれまして、コンテンツ産業、あるいは情報産業がさらに発展していくことを祈念いたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○土肥委員長　ありがとうございました。

それでは、皆様の多大な御協力をいただきましたことで、本小委員会で予定しておりました検討事項についても滞りなく議論を行うことができまして、報告者案を取りまとめることができたわけでございます。お忙しい中、熱心に御参加いただきました委員の皆様には厚くお礼を申し上げたい、御協力に改めて感謝を申し上げたいと存じます。また、事務局におかれましては、今回の取りまとめを踏まえまして、関係省庁と連携し、具体的な対応ができるだけ早く完了するように期待しております。

皆様には暮れの御多用な折、御審議に御協力いただきまして、ありがとうございました。本日はこれで終わります。

——了——